

第4章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、予測することが難しい将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備えるための制度であり、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養である賦課方式を基本とした仕組みで運営されている。賃金や物価の変化を年金額に反映させながら、生涯にわたって年金が支給される制度として設計されており、必要なときに給付を受けることができる保険として機能している。

直近の公的年金制度の適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,757万人（2024（令和6）年度末）であり、全人口の約半数に当たる。国民年金の被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者等^{*1}が4,748万人（2024年度末）と全体の約70%を占めており、自営業者や学生等である第1号被保険者が1,368万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は641万人（2024年度末）となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年度比76万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年度比19万人、45万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大や加入促進策の実施、女性や高齢者の就労が進んでいることが考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割に当たる3,941万人（2024年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関して見れば、その収入の約6割を公的年金等が占めるなど、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004（平成16）年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担割合の引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で、保険料の上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017（平成29）年4月に、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）の保険料率は同年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ（5%→8%）による財源を充当した基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、マクロ経済スライドについて、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する見直し^{*2}が2016（平成28）年の制度改正で行われた。

2026（令和8）年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が17,920円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む「モデル年金額」^{*2}）が月額237,279円、国民年金（1人分の老齢基礎年金（満

^{*1} 国民年金第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上の厚生年金被保険者を含む。）。

^{*2} 厚生年金は、男性の平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準である。

額)) が月額70,608円^{*3}となっている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

(1) 令和6（2024）年財政検証と今後の見通し

公的年金制度では、少なくとも5年に一度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」^{*4}を行っている。

令和6（2024）年財政検証では、幅の広い4ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示し、また、一定の制度改正を仮定したオプション試算^{*5}を行うことで、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなどを検証した。

この結果、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、積立金の運用が好調であったことにより、前回令和元（2019）年財政検証と比べて将来の給付水準が上昇し、1人当たり成長率をゼロと見込んだケース以外では、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された（図表4-1-1）。また、令和6（2024）年財政検証において初めて実施した年金額の分布推計では、若年世代ほど労働参加の進展により厚生年金の被保険者期間が延伸し、年金額の増加に寄与することが確認された（図表4-1-2、図表4-1-3）。

オプション試算の結果では、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了、標準報酬月額の上限の見直し等といった制度改正を行うことが年金の給付水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。

^{*3} 本文は1956（昭和31）年4月2日以後生まれの方の額。1956年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金満額は月額70,408円。年金額改定のルールについての詳細は、「第1節1（2）2）2026年度の年金額改定」を参照のこと。

^{*4} 財政検証については、以下の漫画に詳しい解説がある。
「いっしょに検証！公的年金」：<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>

^{*5} オプションの内容は以下のとおり。

①被用者保険の更なる適用拡大
②基礎年金の拠出期間延長・給付増額（いわゆる基礎年金の45年化）
③基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）
④在職老齢年金制度の見直し
⑤標準報酬月額の上限の見直し

図表4-1-1

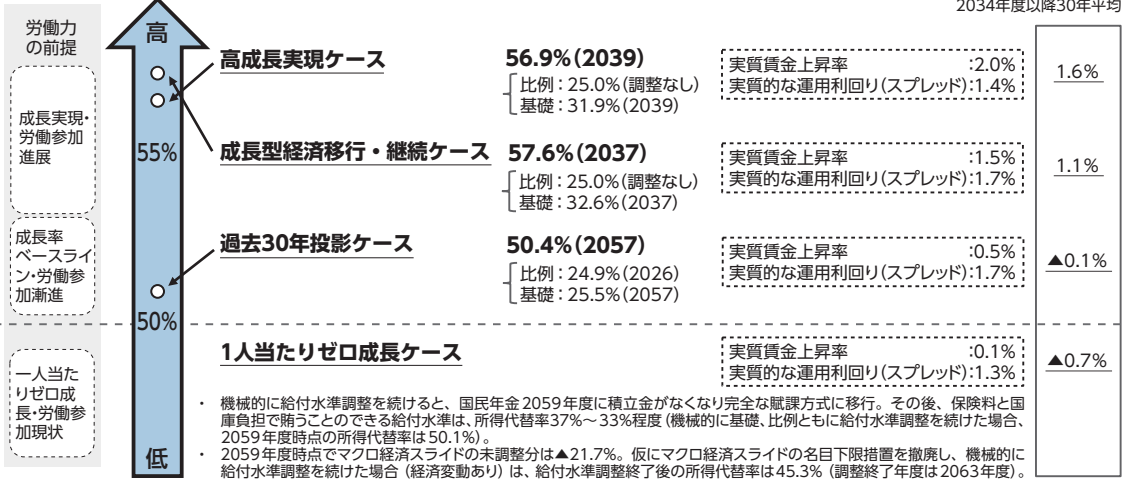
給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）
－幅広い複数ケースの経済前提における見通し－

足下の所得代替率※（2024年度） ※公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率＝（夫婦2人の基礎年金＋夫の厚生年金）／現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円
注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース：+0.4ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4ポイント、過去30年投影ケース：+0.3ポイント）

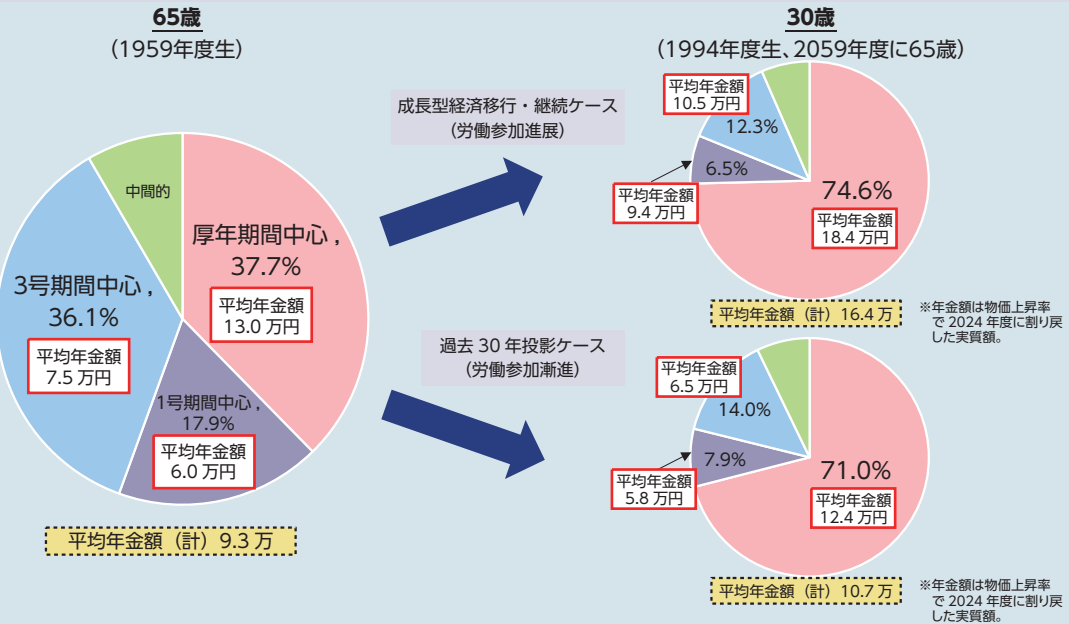
注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

図表4-1-2

現役時代の経歴類型の変化（女性）

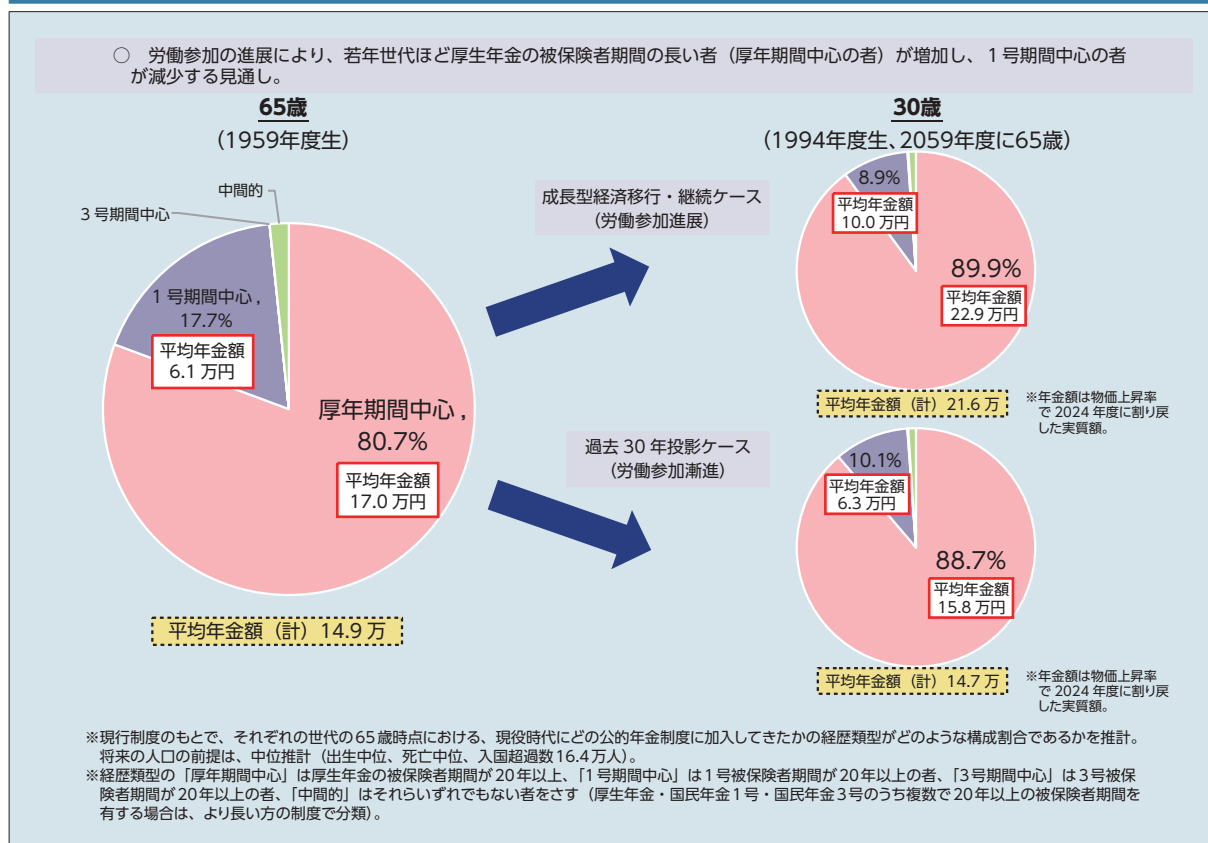
○ 労働参加の進展により、若年代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間や3号期間中心の者が減少する見通し。特に女性は、厚生年金に加入しながら働く者の増加による将来の平均年金額の伸びや低年金の減少が大きい。



※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

図表 4-1-3 現役時代の経歴類型の変化（男性）



(2) 公的年金制度の最近の動向について

1 2025（令和7）年改正法と今後の課題

令和6（2024）年財政検証の結果や「社会保障審議会年金部会における議論の整理」等を踏まえ、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ等を盛り込んだ社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年年金改正法」という。）が第217回通常国会において成立した。

①被用者保険の適用拡大

被用者にふさわしい保障の実現や働き方に中立的な被用者保険制度の構築の観点から、被用者保険の適用拡大にこれまで取り組んできた。令和7年年金改正法においては、短時間労働者への適用拡大については、企業規模要件の段階的撤廃及び賃金要件の撤廃を行うこととされ、個人事業所の適用範囲については、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用とされている業種を解消することとされた（図表4-1-4）。

具体的には、短時間労働者への被用者保険の適用要件^{*6}のうち、50人超の規模の企業等で働いていること（企業規模要件）については、新たに短時間労働者が適用となる50人以下の事業所の事務負担や経営への影響に配慮が必要なことから、段階的に縮小・撤廃することとされた。35人超の企業等は2027（令和9）年10月1日から、20人超の企業

*6 短時間労働者の被用者保険の適用要件①月額賃金が8万8千円以上であること（賃金要件）、②週の所定労働時間が20時間以上であること（労働時間要件）、③学生ではないこと（学生除外要件）、④50人超の規模の企業等で働いていること（企業規模要件）。

等は2029（令和11）年10月1日から、10人超の企業等は2032（令和14）年10月1日から適用し、2035（令和17）年10月1日に企業規模要件を撤廃することとされた。

月額賃金が8万8千円以上であることとする賃金要件については、最低賃金が時給1,016円以上となれば、労働時間要件を満たすと同時に本要件を満たすこととなり、要件としての実質的な意味がなくなることから、最低賃金の動向を踏まえて賃金要件を撤廃することとされた（令和7年年金改正法の公布の日（2025年6月20日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（2026年10月予定）に施行）。

また、個人事業所については、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、業種にかかわらず被用者保険の適用対象とすることとされた。ただし、フルタイムの従業員を含めて新たに被用者保険の適用対象となることから、経過措置として、施行日時点で既に存在している非適用業種の個人事業所については、当分の間、適用対象とはしないこととされた（2029年10月1日施行）。

さらに、今回の被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として、保険料調整制度を設けており、適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り収入の減少を緩和し、就業調整を抑制することで、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間に限って、特例的・時限的に実施することとされた。保険料調整制度は、事業主が、労使折半よりも多く、令和7年年金改正法に定められた割合で保険料を負担した場合に、労使折半を超えて負担した保険料相当額を制度全体で支援する制度である（2026年10月1日施行）。

図表4-1-4 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

○年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。

○厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。

○人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

【短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正】

撤廃

①賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上

②週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③学生は適用対象外

段階的に撤廃 ④51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行）
※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

【個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）】

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

<2029年10月施行>

ただし、経過措置として、施行時に存在する事業所は当面期限を定めず適用除外。

【支援策】

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額（年額換算）	8.8万（106万）	9.8万（118万）	10.4万（125万）	11万（132万）	11.8万（142万）	12.6万（151万）	13.4万（161万）
労働者の負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

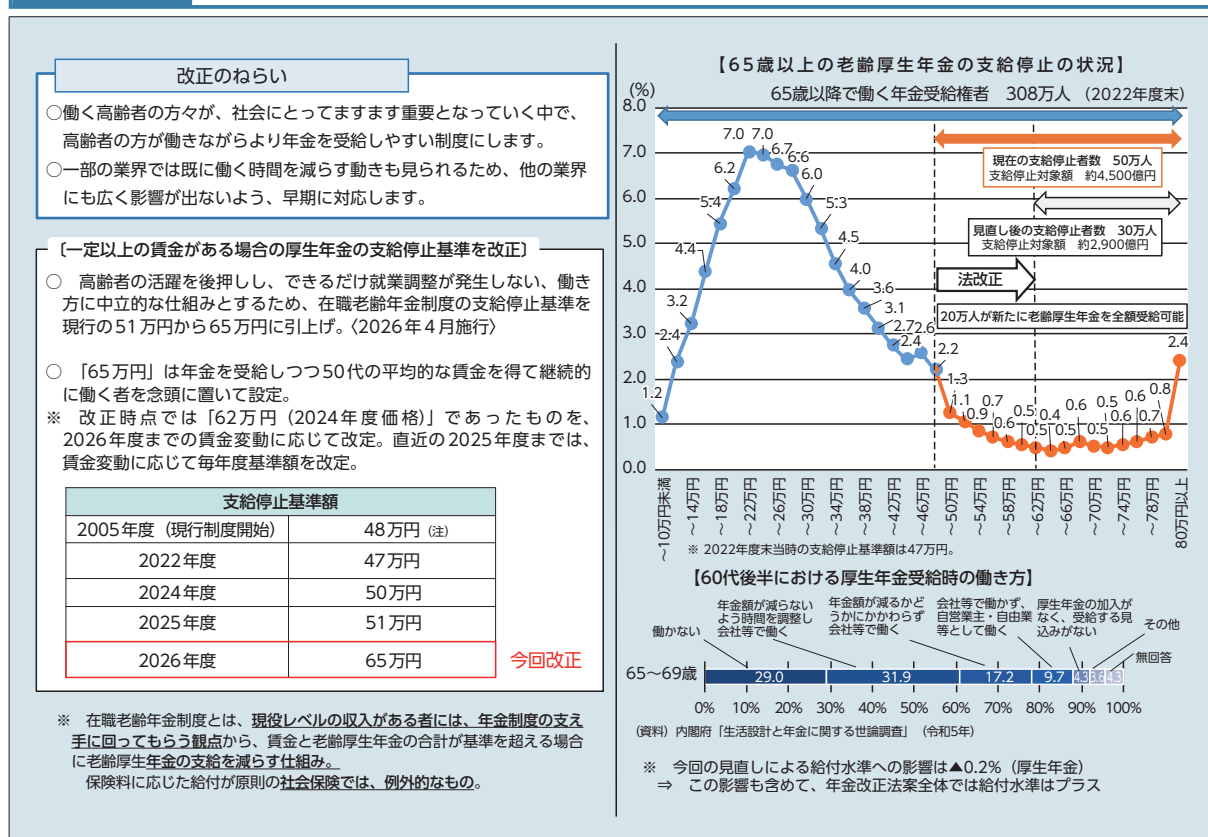
被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

今回改正

②在職老齢年金制度の見直し

高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、一定の賃金のある老齢厚生年金受給権者を対象とした在職老齢年金制度について、令和7年年金改正法に基づき、支給停止の基準額を51万円（2025年度価格）から65万円（2026年度価格）に引き上げることとされた（2026年4月1日施行）（図表4-1-5）。

図表4-1-5 在職老齢年金制度の見直し



③遺族年金の見直し

就業率や賃金格差の男女差の縮小という社会経済の変化に合うものとし、男女を問わず遺族厚生年金を受給しやすくするため、令和7年年金改正法では、段階的に、18歳になった年度の3月31日までにある子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とするとともに、60歳未満の男性を新たに支給対象とすることとした。また、これに伴う配慮措置として、所得状況・障害状況に応じた5年経過後の給付継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止等を行うこととされた。有期給付の対象拡大に際しては、既に遺族厚生年金を受給している方については、現行の給付を維持するとともに、女性については激変緩和の観点から20年かけて段階的に施行することとされた（2028（令和10）年4月1日施行）（図表4-1-6）。

また、子に支給する遺族基礎年金について、離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえ、配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合において子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的を達成するため、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直すこととされた（2028年4月1日施行）

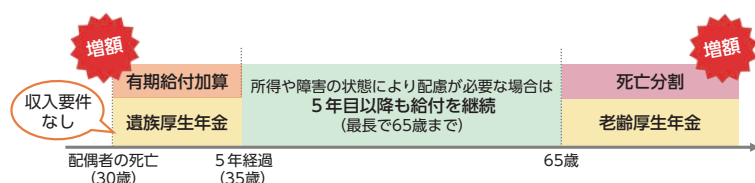
図表4-1-6 遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み		見直し後	
女性	30歳未満で死別：5年間の有期給付	男女共通	60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続
	30歳以上で死別：無期給付		
男性	55歳未満で死別：給付なし		60歳以上で死別：無期給付(現行どおり)
	55歳以上で死別：60歳から無期給付		

いずれも、子どものいない場合(※子どもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます)
 子どもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付+継続給付となる。

【例】子どものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合(男女共通)



現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- ・子ども(上記※に該当)を養育する間にある方の給付内容
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・2028年度に40歳以上になる女性

図表4-1-7 遺族基礎年金の見直し

- ✓ 父または母と生計を同じくしていても、**子どもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。
(父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合) 【2028年4月から実施】

事例1



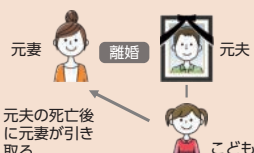
元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。
 妻(子どもの母)と生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例2



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。
 妻(子どもの母)と生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例3



離婚後、子どもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。
 元妻(子どもの母)に引き取られて、生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例4

祖父母などの直系血族(または直系姻族)の養子となり、生計を同じくしていても、
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母:直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。
 ※子ども:18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。
 ※上の例において、妻が死亡して夫がもう場合でも同様。

245

第3号被保険者の在り方については、被用者保険の適用拡大により第3号被保険者の対象者の縮小を進めつつ、令和7年年金改正法の検討規定等において、第3号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うこととされた。

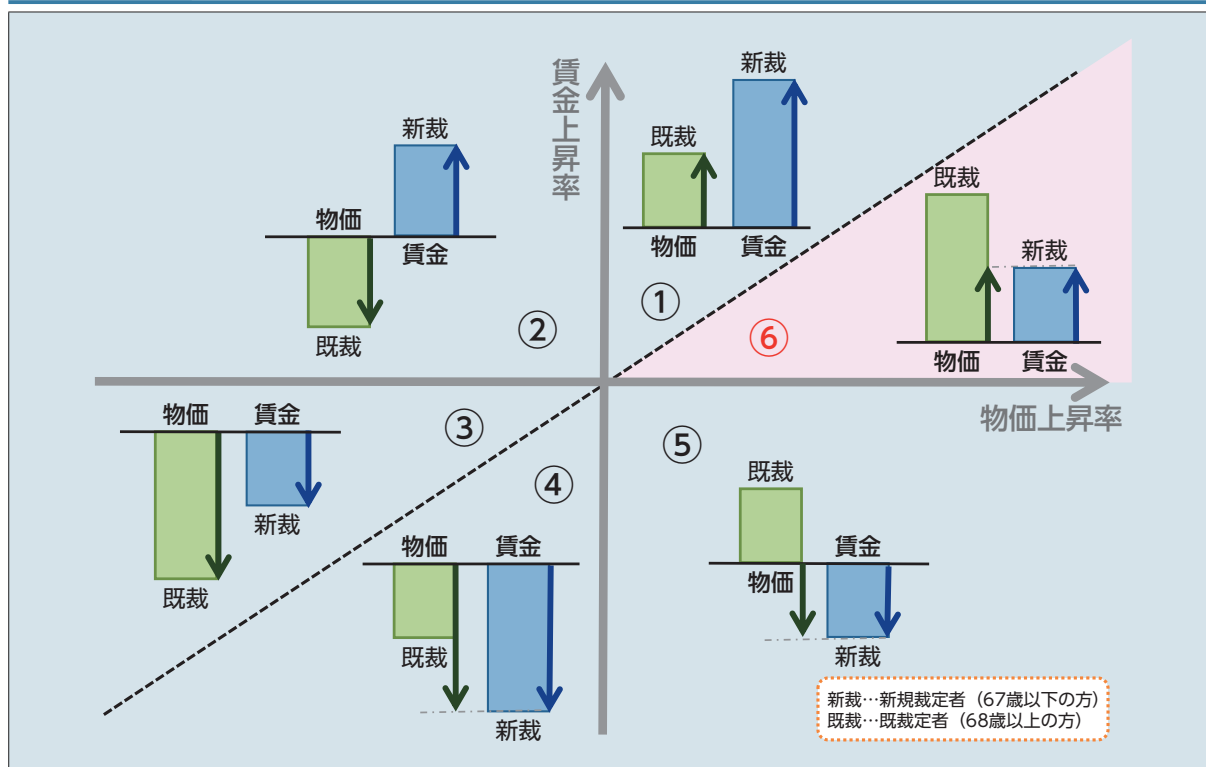
2 2026年度の年金額改定

年金額は、物価変動率^{*7}や名目手取り賃金変動率^{*8}に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっている。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。このため、2026年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.1%）を用いて改定することとなった（図表4-1-9）。

また、2026年度のマクロ経済スライドによる調整（国民年金（基礎年金）が▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）が▲0.1%）が行われる^{*9}。

よって、2026年度の年金額の改定率は、国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%となった（図表4-1-10）。

図表4-1-9 年金額の改定（スライド）のルール

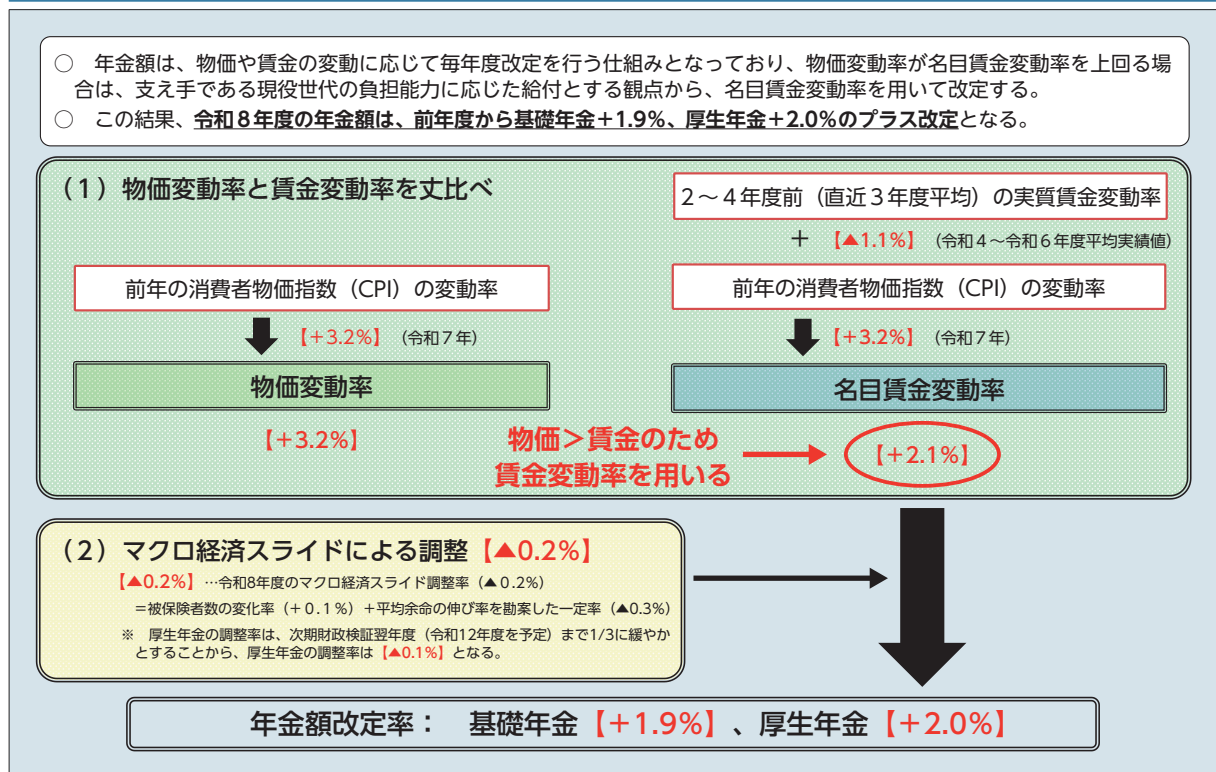


*7 前年の物価変動率。

*8 2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じて得た率。

*9 令和7年年金改正法により、次期財政検証翌年度（2030（令和12）年度を予定）まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライド調整を継続することとしている。この措置により、厚生年金受給者に不利にならないよう、この間の厚生年金の調整率を1/3に緩やかにすることとしている。

図表4-1-10 令和8年度の年金額の改定について



(3) 年金生活者支援給付金について

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、2019（令和元）年10月から施行された。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給されている（2026（令和8）年度の給付基準額は、月額5,620円）。

(4) 年金積立金の管理・運用

① 年金積立金の管理・運用の概要

年金積立金の運用は、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、もっぱら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められている。

令和6（2024）年財政検証及び年金積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、長期の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を運用目標とし、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保すること」とされている。これを受けて、GPIFにおいて、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、市場に与える影響に留意しつつ、年金積立金の管理・運用を行っている。

2 年金積立金の管理・運用の考え方

年金積立金は、ただちに取り崩す必要がない資金であるため、市場の一時的な変動に過度にとらわれる必要はなく、様々な資産を長期にわたって保有する「長期運用」により、安定的な収益の獲得を目指している。長期的な運用においては、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するよりも、基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）を決めて長期間維持していく方が、効率的で良い結果をもたらすとされている。GPIFでは、基本ポートフォリオに基づいて運用を行っており、実際の運用における資産構成割合が基本ポートフォリオからかい離した場合には適時適切に資産の入替え等（リバランス）を行っている。

株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できることから、株式を適切に組み入れて運用することで、最低限のリスクで年金財政上必要な利回りを確保することを目指している。また、国内だけでなく、外国の様々な種類の資産に分散して投資することで、収益獲得の機会を増やし、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産分散の効果により、大きな損失が発生する可能性を抑える運用を行っている。

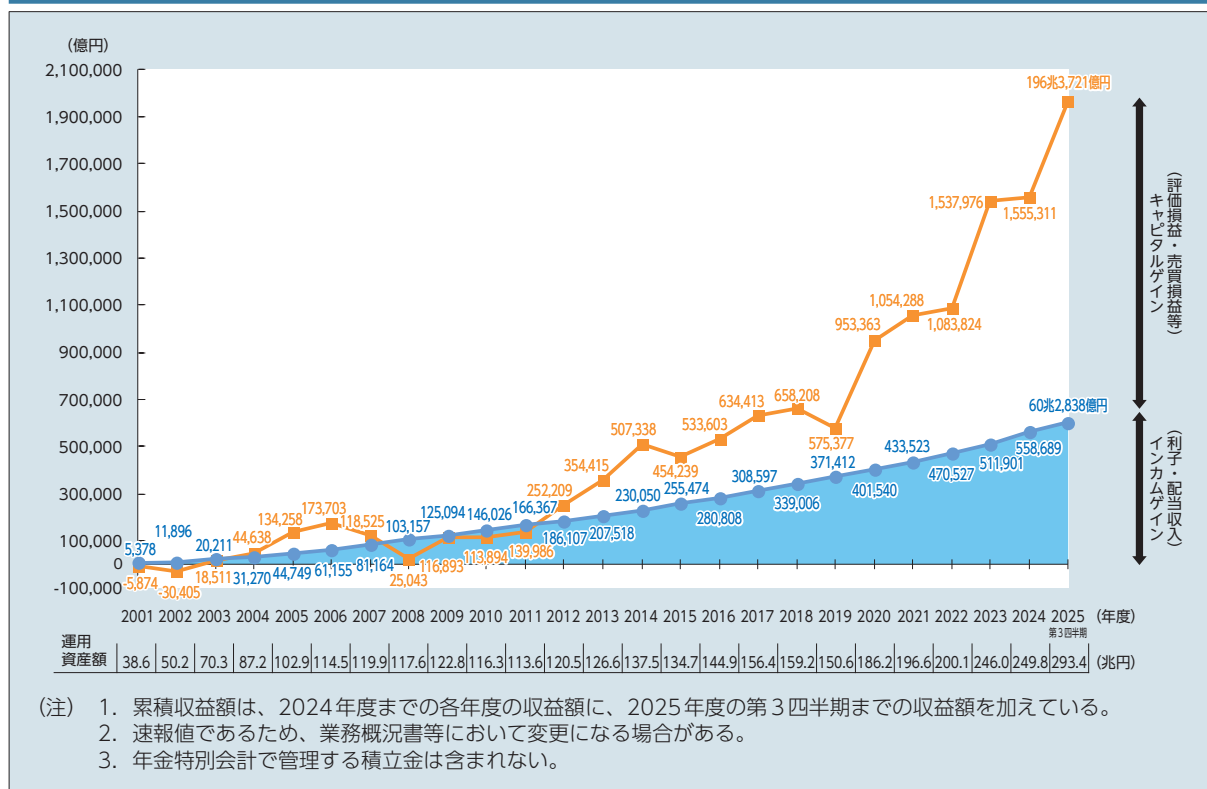
GPIFが重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリターンの変動（ブレ幅）」ではなく、「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないこと」であり、GPIFは、短期的なリターンの変動にも配慮しながら、長期的な収益が得られないリスクを抑えることを重視した運用を行っている。

3 年金積立金の運用状況

GPIFの2024（令和6）年度の運用状況は、外国株式の上昇等により、収益率+0.71%（年率）、収益額+1兆7,334億円（年間）、運用資産額249兆7,821億円（2024年度末時点）となり、自主運用を開始した2001（平成13）年度から2024年度までの累積では、収益率+4.20%（年率）、収益額+155兆5,311億円（うちインカムゲイン（利子・配当収入）は55兆8,689億円）となっている（[図表4-1-11](#)）。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りは、2001年度以降の24年間の平均で3.99%となり、運用目標（2015（平成27）年度から2024年度まで実質的な運用利回り+1.7%）を上回っている。

なお、GPIFの2025（令和7）年度第1四半期から第3四半期までの運用状況（速報）は、内外株式の上昇等から、収益率は+16.25%（期間収益率）、収益額は+40兆8,410億円（2025年4～12月）、2025年度第3四半期末時点の運用資産額は293兆4,276億円となっており、自主運用を開始した2001年度から2025年度第3四半期までの累積では、収益率は+4.71%（年率）、収益額は196兆3,721億円（うちインカムゲイン（利子・配当収入）は60兆2,838億円）となっている。

図表4-1-11 年金積立金の運用実績（2001年度（自主運用開始）以降）



2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、より利用しやすい確定拠出年金（DC）制度や確定給付企業年金（DB）制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 直近の法令改正と今後の課題

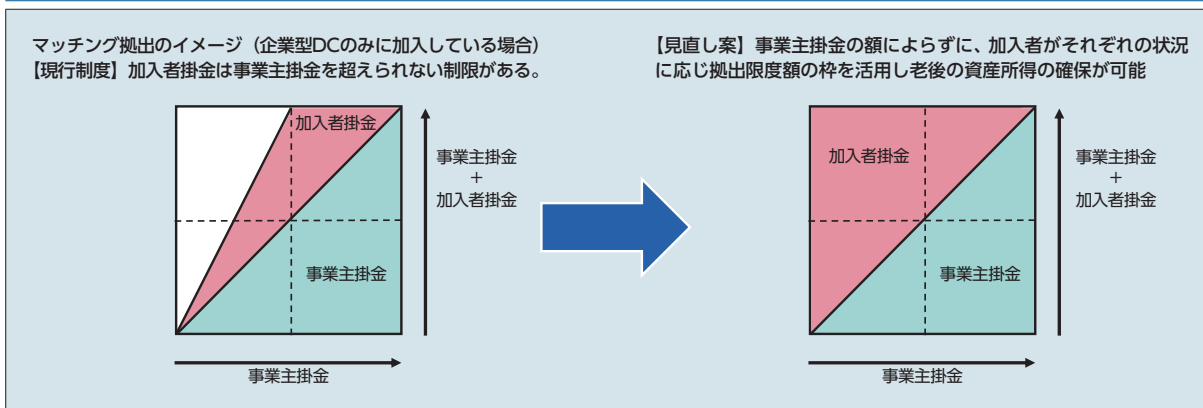
令和7年年金改正法、国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）等により、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）・国民年金基金の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等を含む企業年金・個人年金制度の改正を行った。

（主な制度改正の内容）

- ①企業型DCの拠出限度額の拡充（マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃）
（2026（令和8）年4月1日施行）

企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する（図表4-1-12）。

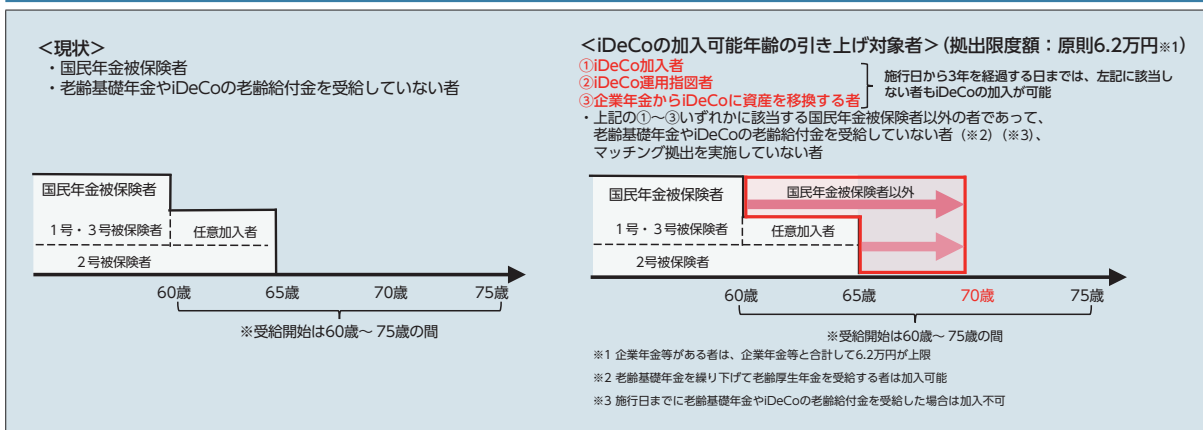
図表4-1-12 企業型DCの拠出限度額の拡充（マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃）（2026年4月1日施行）



② iDeCoの加入可能年齢の引上げ（2026年12月1日施行）

これまで、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者がiDeCoに加入できたところ、老後の資産形成を継続できるようにするため、60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者であっても、一定の要件を満たす者については、iDeCoに加入し、掛金を拠出することを可能とする（図表4-1-13）。

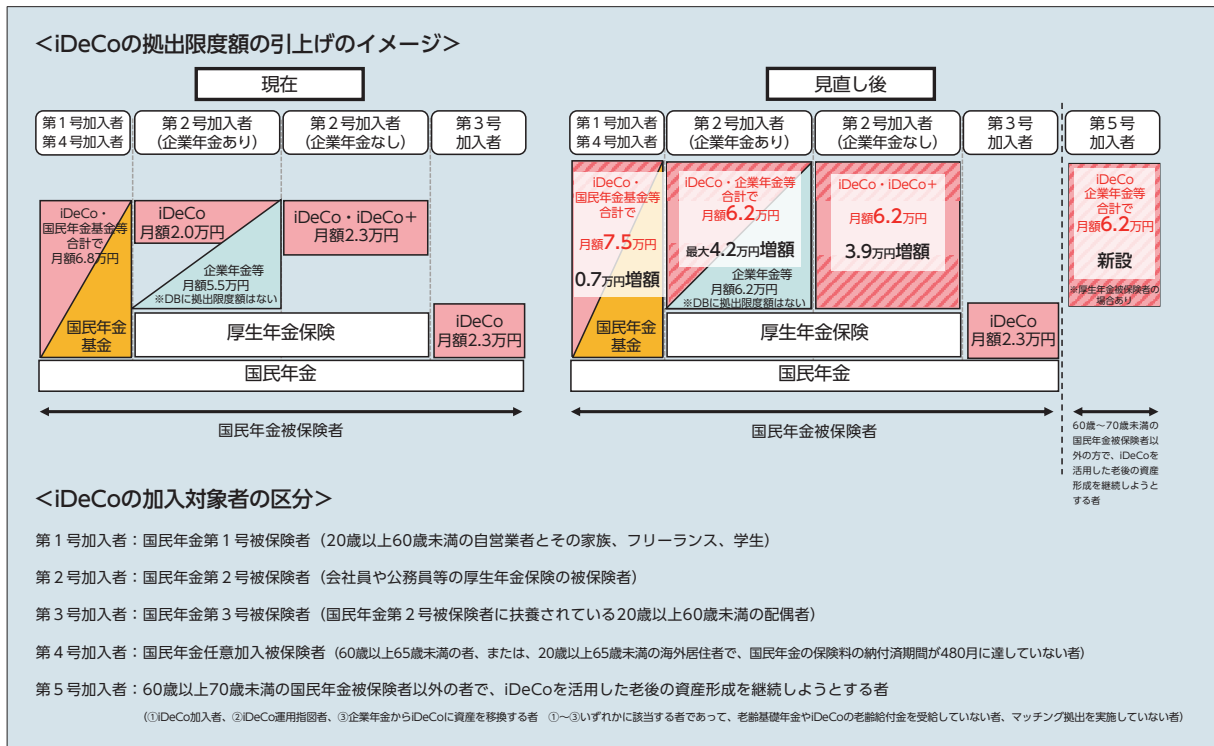
図表4-1-13 iDeCoの加入可能年齢の引上げ（2026年12月1日施行）



③ 企業型DC・iDeCo・国民年金基金の拠出限度額の引上げ（2026年12月1日施行）

企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）・国民年金基金の拠出限度額の引上げの見直しを以下のとおり行う（図表4-1-14）。

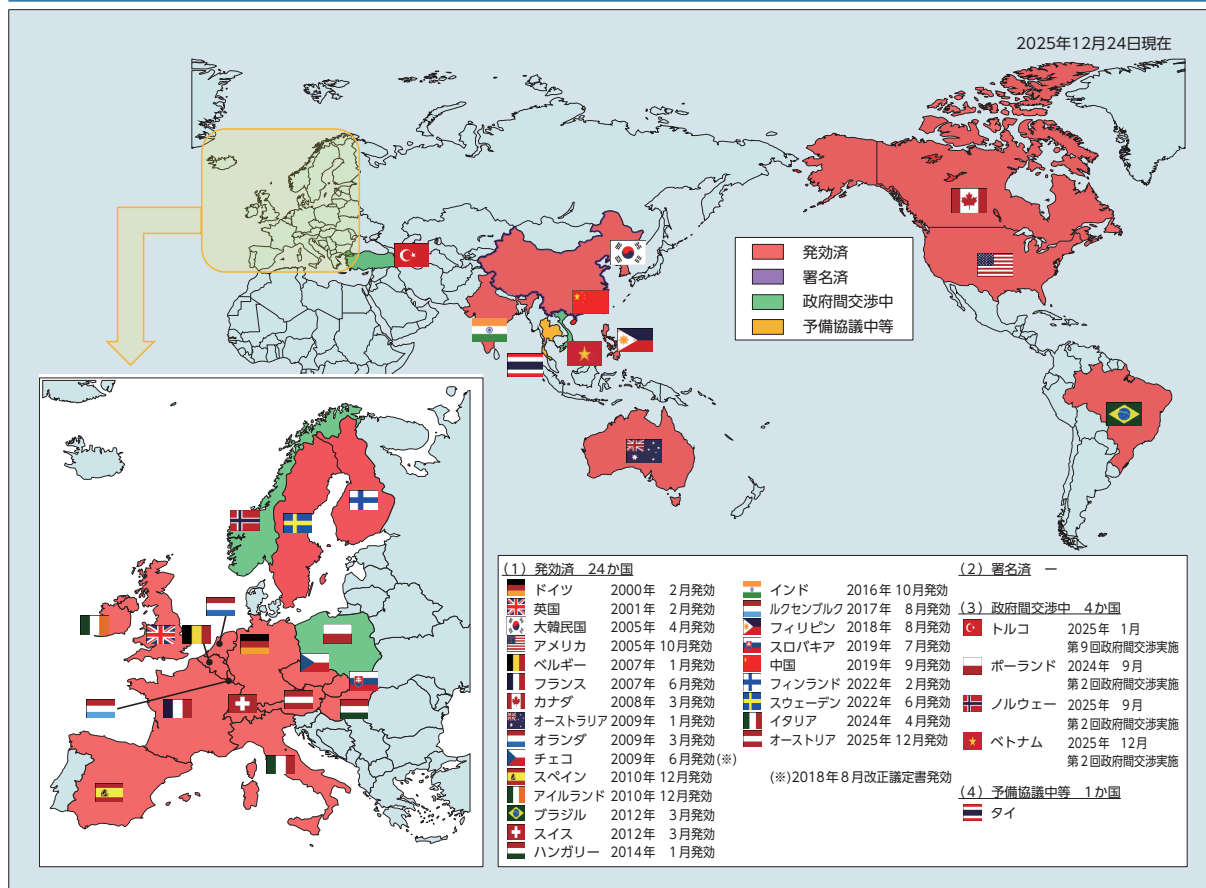
図表4-1-14 企業型DC・iDeCo・国民年金基金の拠出限度額の引上げ（2026年12月1日施行）



3 社会保障協定の締結

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。現在、24か国との間で協定が発効しており、トルコ、ポーランド、ノルウェー、ベトナム及びタイとの間で協定の締結に向けた交渉又は協議を行っている（図表4-1-15）。

図表 4-1-15 社会保障協定の締結状況



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していく。

第2節 公的年金の正確な業務運営

1 日本年金機構について

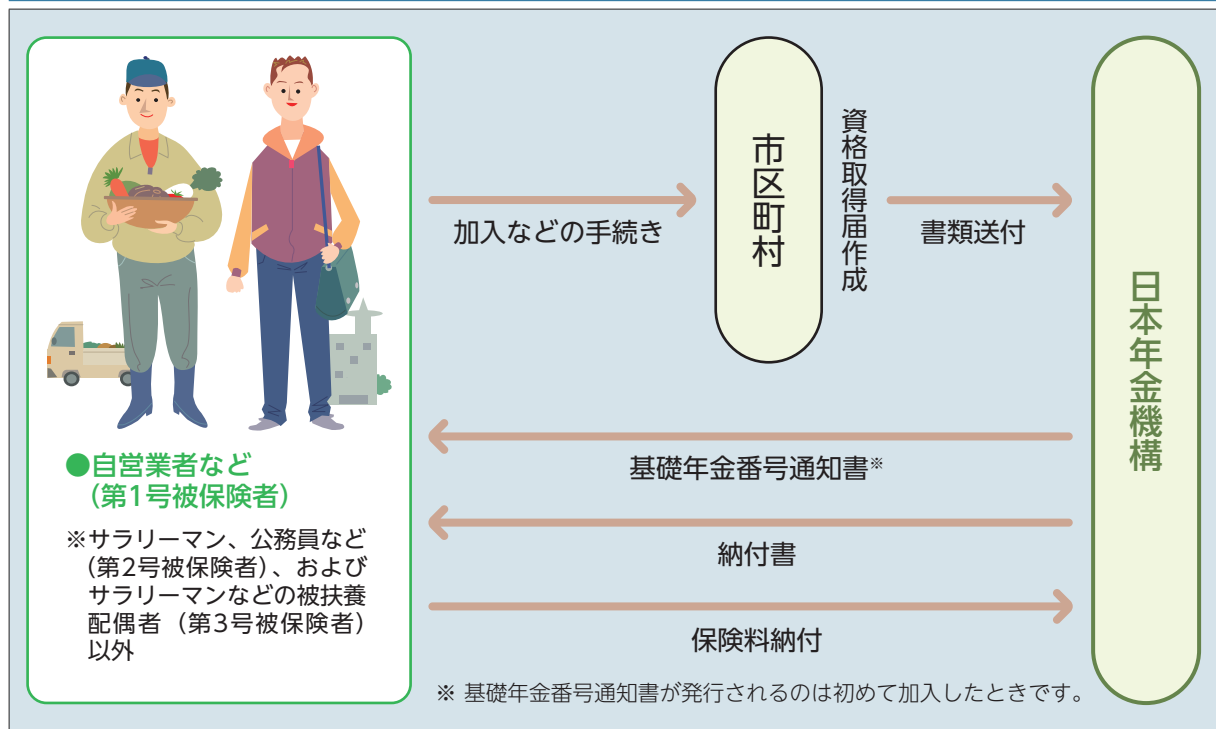
日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、厚生労働大臣が定めた中期目標や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2024（令和6）年度からは、第4期中期目標（対象期間：2024年4月1日から2029（令和11）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

2 日本年金機構の取組み

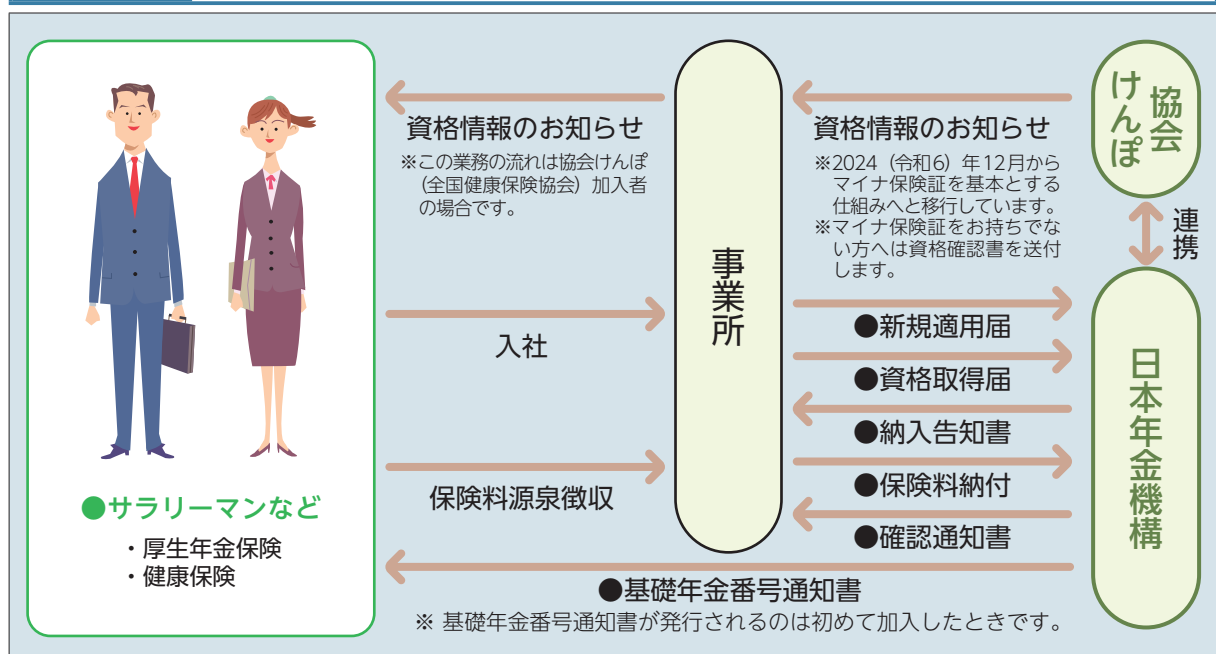
日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、

年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（図表4-2-1、図表4-2-2）。

図表4-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表4-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



（1）国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマホ決済アプリでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納

対策の強化に取り組んできたところである。2024（令和6）年度における最終納付率（2022（令和4）年度分保険料）は、前年度から1.5ポイント増の84.5%^{*10}となり、2010（平成22）年度分保険料から12年連続で上昇している。

また、国民年金保険料納付率の更なる向上を図るため、納付督促や免除勧奨などの対策を効率的・効果的に実施しており、負担能力がある方には督促状等を段階的に送付し、納付しない方については、滞納処分を実施しているほか、国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている。

厚生年金の適用促進については、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報に加えて雇用保険被保険者情報等を活用して適用すべき事業所を把握し、効率的・効果的な加入指導を実施している。また、適用事業所に対する事業所調査については、優先度等を踏まえ対象事業所の選定を行い、様々な手法を組み合わせ、各種届出が適正に行われているか、計画的に調査を行っている。

（2）年金給付業務や年金相談業務の実施

年金の給付については、年金受給にできる限り結びつけていくための取組みとして、受給権者の申請漏れを防止するため、年金受給開始年齢に到達する直前及び繰下げ受給の上限年齢である75歳に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない66歳から74歳までの方（1952（昭和27）年4月2日以降生まれの方に限る。）に対して、毎年、各年齢に到達する直前に繰下げ見込額のお知らせを送付する等の取組みを行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、週初めの開所日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、混雑時の相談ブースの増設や年金相談職員の配置等の対策に取り組んでいる。また、全ての年金事務所において予約制を実施しており^{*11}、さらに、老齢年金、障害年金、遺族年金・未支給年金の請求に関する相談や手続については、インターネットから年金相談予約を受け付けている。

電話による相談は「ねんきんダイヤル」で受け付けており、加えて、2025（令和7）年1月より、電話や年金事務所窓口での相談が難しい、海外にお住まいの方や身体等に障害がある方を対象に、「ねんきんネット」上で相談内容を登録することで、後日、日本年金機構からの回答が「ねんきんネット」に届くサービスを（試行）実施している。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

^{*10} 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は2022年度分保険料の過年度に納付されたものを加えた納付率（最終納付率）。

^{*11} 予約率 90.7%（令和7年度平均）

(3) デジタル化への対応等

年金関係の手続については、マイナポータルやe-Govを活用し、電子申請や電子送付の推進に取り組んでいる。

事業所の社会保険関係の手続は、紙媒体やDVDなどの電子媒体による申請の他、電子申請が可能となっている。厚生年金の適用事業所が行う手続については、紙や電子媒体による申請よりも処理が早いなどのメリットもあることから、主要な手続^{*12}における電子申請の利用割合は、本格的に利用促進に取り組む前の23.9%（2019（令和元）年度末）から76.9%（2025（令和7）年10月末）に大幅に上昇している。また、e-Govの電子送達機能を活用し、これまで日本年金機構から事業所へ紙で郵送していた保険料額や増減内訳等の情報をデータ形式で定期的に送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を2023（令和5）年1月から開始した。2025年1月からは、社会保険労務士も同サービスによる被保険者情報の受け取りが可能になり、利用場面が拡大した。

一方、個人の手続に関しては、2024（令和6）年6月から年金の未加入期間がないなど一定の条件を満たす方を対象に、「老齢年金請求書」のマイナポータルからの電子申請を可能とした。さらに、2025年1月からは年金を受けている方の手続に関する電子申請サービスの対象を拡大しており、紙の届書を郵送する手間や切手代が不要になるといった利便性から、多くの方に利用されている。

さらに、国民年金保険料について、現在の口座振替、クレジットカードやスマホ決済アプリでの納付に加え、2024年8月からねんきんネットを活用したインターネットバンキング等での納付を可能としている。

(4) ねんきんネットとねんきん定期便について

1 「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の働き方や収入、期間等の条件を設定した場合の年金見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、持ち主（亡くなられた方を含む。）が不明となっている記録の検索などを行うことができる。「ねんきんネット」は、マイナポータルと認証連携を行うか、日本年金機構のウェブサイトアクセスし、ユーザIDを取得することで利用が可能となり、利用者数は2026（令和8）年3月末現在、約1,599万人と増加が続いている。

また、2025（令和7）年1月から、利便性向上を図るため、ねんきんネットにおいて、個人向けのオンラインサービスの拡充を行っている。

2 「ねんきん定期便」の送付

国民年金・厚生年金の全ての被保険者へ毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付している。また、ねんきんネットでは電子版「ねんきん定期便」を確認することもできる。「ねんきん定期便」においては、引き続き記載内容を見やすくわかりやすくし、公的年金制度

^{*12} 健康保険・厚生年金保険被保険者に係る資格取得届、資格喪失届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届及び国民年金第3号被保険者関係届の7手続。

のポイントを周知するため、年金受給を繰り下げた場合の年金見込額の増額イメージ図を表示するほか、繰下げ制度についてより丁寧な情報提供等を行っている。

3 年金記録問題への取組みとご自身による年金記録確認の推進

年金記録問題について、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた結果、約5,095万件の未統合記録のうち、約3,443万件（2026（令和8）年3月現在）の記録が解明された。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号）において創設された、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続について引き続き実施している。

(1) 未解明記録の解明のための取組み

未解明記録の解明に向けて、「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付している。

また、年金記録を正確に管理するためには、ご本人にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。そのため、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢の方には封書形式で全ての年金記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。さらに、「ねんきんネット」では、いつでもご自身の最新の年金記録が確認可能であるほか、持ち主がわからなくなっている年金記録を検索できる持ち主不明記録検索機能を設けている。

(2) 年金記録の訂正手続

年金記録の訂正請求がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正・不訂正等の決定を行う。地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。

2025（令和7）年12月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は、制度発足以来累計で約5万7千件となっている。受け付けた件数のうち、約5万4千件の処理が完了しており、約4万4千件の年金記録が訂正されている。

第3節 年金広報の取組みについて

年金制度の意義や役割、年金財政、各種手続等についての理解促進を図るため、様々な機会や媒体を活用し、情報の受け手の属性やライフスタイル等に応じた情報発信を行っている。

また、年金広報について技術的な助言を得ることを目的として、有識者等からなる年金広報検討会を開催（2025（令和7）年度は3回開催）し、各種の年金広報の充実に反映させている。

（1）年金教育教材の開発や学生との年金対話集会等の開催

厚生労働省では、小学生向け年金教育図書（年金漫画）^{*13}や若年層を対象とした年金教育動画^{*14}により、若い時から年金制度を認識してもらうことを目的として、若年層の関心を引き出すような広報に取り組んでいる。これらの年金広報・教育の取組みが国際的に高く評価され、2022（令和4）年2月にはISSA^{*15}アジア・太平洋特別優秀賞を受賞した。2023（令和5）年度においては、若年層に向け、キャリアプランに応じた年金額の変化を題材とした、人気YouTuberとのコラボレーション第4弾となる年金クイズ動画を制作した。2025（令和7）年9月には、年金クイズ動画の一つが、ISSAビデオフェスティバルの若者向け部門における5作品の一つにノミネートされ、認証状が授与された。

また、2023年度にこれらの年金クイズ動画を活用した中高生向け年金教育教材を制作し、中学校、高等学校の授業において利活用できるよう、2024（令和6）年度から公開した厚生労働省ホームページの特設サイトに掲載した。

さらに、学生に年金について考えてもらうとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政にいかしていくことを目的として年金対話集会を開催している。2025年度はデザインやアニメーション等を加えた分かりやすい講義資料を活用し、26校（大学・大学院25校、高校等1校）で32回（大学・大学院27回、高校等5回）開催した。

日本年金機構では、公的年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、自治体、地域の関係団体、年金委員と連携し、地域、企業、教育の場などにおいて、年金制度説明会や年金セミナー等（Web会議を含む。）を実施し、地域に根ざした周知・啓発活動に取り組んでいる。



「年金のひみつ」学研キッズネット



人気YouTuberによる年金クイズ動画第4弾

*13 「年金のひみつ」学研キッズネット：<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library-social001/>

*14 人気YouTuberによる年金クイズ動画：<https://www.youtube.com/watch?v=dRAatyKWUil&t=130s>

*15 国際社会保障協会（International Social Security Association）

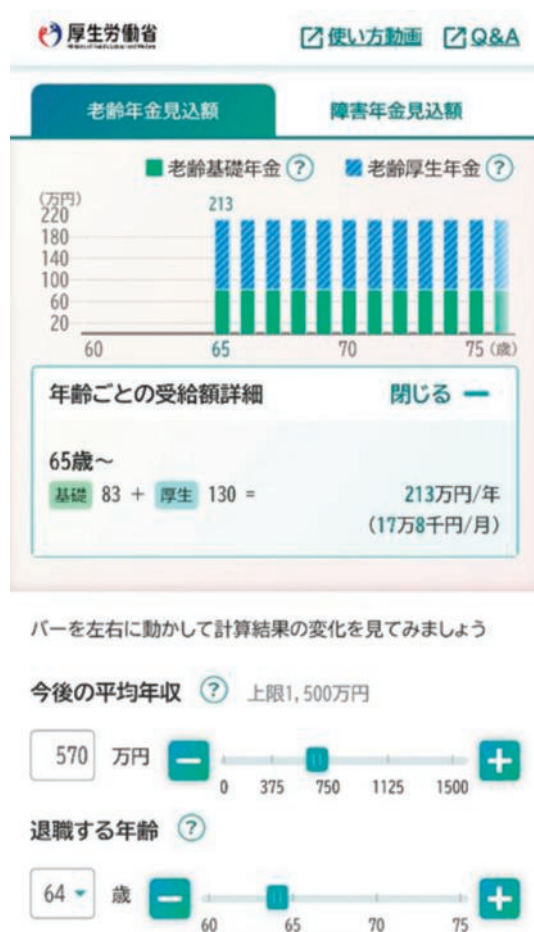
(2) 個々人の年金の「見える化」について

①令和2年年金改正法をわかりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、2022（令和4）年4月に公的年金シミュレーターを公開した。ねんきん定期便の二次元コードを読み取ることなどにより、将来受け取る年金額を簡単に試算することが可能で、2026（令和8）年3月時点で1,200万回以上試算された。

2024（令和6）年1月には在職定時改定の試算機能を追加し、試算結果の表示を開閉可能とする改修を行った。

2024年12月にはISSAのアジア・太平洋地域社会保障フォーラムにおいて、ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024の特別優秀賞を受賞した。

2026年4月からは障害年金及びiDeCoの試算機能を新たに追加し、老齢年金については老齢基礎年金と老齢厚生年金に分けて試算結果を表示する改修を行い、試験運用を開始した。



試験運用中の公的年金シミュレーターの試算画面イメージ

(3) 年金エッセイの募集

日本年金機構において、公的年金制度の普及・啓発活動の一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集し、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞等の作品を選定している。

(4) 社会保険適用拡大に関する広報について

社会保険の適用拡大を進めていくためには、社会保険加入のメリットや社会保険加入によって増える将来の年金額などを従業員個々人に丁寧に説明することが重要となる。中小企業が対応方針の立案や従業員への丁寧な説明を十分に行えるようにすることを目的として、2021（令和3）年2月に社会保険適用拡大特設サイトを開設した。2024（令和6）年4月には、従前の社会保険適用拡大特設サイトを拡充し、適用拡大を推進する実践的なコンテンツとして、人事労務管理者向け手引き、従業員向けチラシ、説明動画（ショート動画、5分動画）を公開した^{*16}。2024年12月には、社会保険適用拡大特設サイトが、ISSAのアジア・太平洋地域社会保障フォーラムにおいて、ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024の優秀賞を受賞した。

2026（令和8）年4月には、令和7年年金制度改正を踏まえ、特設サイト及び広報コンテンツについて、適用拡大の施行スケジュールの更新や保険料調整制度の追加などを行った。あわせて、特設サイトではユーザーの利便性向上を目的に、対象者ごとに情報を整理する大幅改修を実施した。

また、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、事業所や事業者団体からの依頼により、事業主・従業員の方向けの説明会や相談に対応する社会保険労務士等の専門家を派遣する専門家活用支援事業等を実施している。



改修後の事業主・人事労務担当者向けのガイドブック表紙

* 16 社会保険適用拡大特設サイト：<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

(5) 「年金の日」(11月30日)と「ねんきん月間」(11月)

厚生労働省では、「11月30日」(「いいみらい」の語呂合わせ)を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた団体等と協働した取組みにより、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。また、日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に関する様々な普及・啓発活動を行っている。